

---

平成23年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成23年6月16日(木曜日)

---

議事日程(第3号)

平成23年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第33号 財産の取得の変更について  
日程第 2 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 3 議案第35号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について  
日程第 5 議員提出議案第1号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則  
日程第 6 須恵町選挙管理委員会委員の選挙  
日程第 7 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙  
日程第 8 須恵町農業委員会委員の推薦について  
日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について  
日程第10 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第33号 財産の取得の変更について  
日程第 2 議案第34号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 3 議案第35号 平成23年度須恵町一般会計補正予算(第1号)  
日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について  
日程第 5 議員提出議案第1号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則  
日程第 6 須恵町選挙管理委員会委員の選挙  
日程第 7 須恵町選挙管理委員会補充員の選挙  
日程第 8 須恵町農業委員会委員の推薦について  
日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について  
日程第10 議員の派遣について

---

出席議員(14名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊

14番 原野敏彦

15番 三角良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一 係長 平山幸治

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・中嶋裕史	副町長・・・・・・・・稲永張美
教育長・・・・・・・・平松秀一	理事(出納課)・・・・印藤勝人
理事(健康福祉課)・・吉松清	理事(教育次長)・・安河内亮三
総務課長・・・・・・・・今泉俊裕	まちづくり課長・・・・吉松良徳
税務課長・・・・・・・・百田順二	健康福祉課長・・・・畑江達也
上下水道課長・・・・今泉智明	建設産業課長・・・・安川敏幸
住民課長・・・・・・・・安部健一	建設産業課付課長・・・・安河内久人
子ども教育課長・・・・稲永修司	子ども教育課付課長・・・・猪股清貴
社会教育課長・・・・川津政文	総務課課長補佐・・・・満行誠
監査委員・・・・・・・・百田清二	

午前10時00分開議

議長（三角 良人） おはようございます。

きょう、あすと大雨の予報でございますが、災害が起こらないよう願っております。

これから、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

議長（三角 良人） ここで次の議案は地方自治法第117条の規定により、私が除斥となりますので退場します。

副議長に議長の職務を行っていただきます。

〔議長退場〕

#### 日程第1．議案第33号

副議長（原野 敏彦） それでは、議案第33号財産の取得の変更についてを議題といたします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第33号財産の取得の変更について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項により、本議会の議決を求めるものです。

財産の内容は、土地、須恵町大字旅石字宮の下7筆、地目、田、5,752平方メートル、取得額が変更前2億1,800万800円、変更後2億879万7,600円です。

提案理由は、町立東幼稚園と町立かやの保育所を一元化し、第二幼稚園を建設する用地を取得するものです。

この第二幼稚園の建設用地取得につきましては、昨年12月議会で議決をした後、当初計画の民設民営方式では譲渡税の特別控除の収用法、公拡法ともに適応されないことが税務署協議でわかったため、3月議会で一たん全額を予算より減額し、公設民営方式での税務署との協議となりましたが、幼稚園は学校教育法により設置者が運用するとの定めがあるため認められず、公設公営方式をとることとなり、収用法5,000万円控除が認められる見込みですので、譲渡税が係らないこととなりますから、以前の公拡法の1,500万円控除で譲渡税算出後税を差し引いて、最終的に手元に残る金額まで減額することの御理解を、地権者から得られたため変更するものです。

審議の中では水害防止対策について、公設での建設費用等についての質問がありました。L型擁壁による造成で高速道路側を1.5メートルかさ上げし、建設等含めた単純総事業費試算は

7億9,979万8,000円となります。

内訳は造成費、造成費試算、設計費500万円、造成工事費1億2,500万円。建設費試算、1階500坪、2階200坪の建設面積700坪、建築設計費2,100万円、建築工事費4億2,000万円。施設備品購入費試算2,000万円。用地費2億879万8,000円。

造成費、設計に際しては水害を考慮してとの意見が出ました。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

副議長（原野 敏彦） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

副議長（原野 敏彦） 起立多数であります。よって、議案第33号財産の取得の変更について、委員長報告のとおり可決されました。

以上でございます。

〔副議長自席へ着席〕

## 日程第2 . 議案第34号

議長（三角 良人） 日程第2、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選出について、総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

議案書4ページでございます。本年6月30日をもって、今泉豊壽氏の任期が満了となります。これに伴い地方税法第423条3項の規定により、下記の者を選任したく本会議の同意を求めるものであります。

住所、糟屋郡須恵町大字植木562番地、氏名、長田フミエ、生年月日、昭和23年11月17日、任期、平成23年7月1日より平成26年6月30日までの3年間です。経歴は次ページのとおりでございます。

定数は小学校校区に各1名の計3名で、今回は第二小学校校区ということでございます。

委員会、全員同意でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会、全員同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は同意です。よって、議案第34号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第34号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

### 日程第3 . 議案第35号

議長（三角 良人） 日程第3、議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（合屋 伸好） 議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会の報告でございます。

別紙の歳入歳出補正予算書をお願いいたします。1ページでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,915万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,515万1,000円とする。

4ページをお願いします。事項別明細で説明をいたします。主なものを説明してまいります。

9款1項地方交付税250万円、東日本大震災等被害の支援費、10名の職員派遣の経費として同額歳出を予定でございます。

14款2項民生費県補助金455万6,000円、7款教育費県補助金45万円は、歳出のときに説明いたします。

15款2項1目不動産売り払い収入、大字旅石と大字新原の2物件分でございます。旅石の物件につきましては、前回の売却費に比べると少々安いのではという質問が出ておりますが、のり面や土地の形を考慮すると、逆に高く売れたのではないかという回答でございます。6,736万

9,000円でございます。

続きまして、16款1項1目一般寄附金、篤志寄附金でございます。この15款と16款は全額財政調整基金へ積み立ての予定でございます。

続きまして、8ページでございます。歳出にまいります。

1款1項1目議会費3,144万9,000円は、法改正による議員共済負担金の増でございます。以後、負担は継続するということとなります。

続きまして、2款1項6目財産管理費1億1,665万4,000円でございますが、17節の用地取得費が主なものであります。これは6月10日に議員全員による現地視察を終えております。同じく18目東日本大震災支援費250万円は、歳入の9款1項1目地方交付税分でございます。

次のページ、10ページをお願いします。3款1項11目、12目、13目は、地域支え合い体制づくり事業の県支出金でございます。単年度の補助ということになってはいますが、以後も事業は継続したいということでございます。

また、13目の見守りにつきましては、水道検針をされている方々にも、これをお願いできないかというような質問が出ております。これは個人情報保護法があるため、慎重に対処していきたいという回答でございます。

続きまして、3款2項13目第二幼児園建設事業費でございます。これは文教厚生委員会の報告のとおりでございます。

主なものは以上でございます。予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。 質議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。

討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号平成23年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4．諮問第1号

議長（三角 良人） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦を議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

議案書の9ページでございます。本年9月30日をもって、安河内義子氏の任期が満了となります。これに伴い、人権擁護委員法第6条3項の規定により、下記の者を推薦したく本議会の意見を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木185番地116、氏名、木下澄子、生年月日、昭和25年3月18日。経歴は次ページのとおりでございます。

任期は3年間、定数は5名となっております。

委員会、全員賛成でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会、全員賛成です。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質議なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号について採決に入ります。本案に対する各委員長の報告は賛成です。よって、諮問第1号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、各委員長の報告のとおり賛成することに決定しました。

#### 日程第5 . 議員提出議案第1号

議長（三角 良人） 日程第5、議員提出議案第1号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、合屋伸好議員。

議員（8番 合屋 伸好） 発議第1号であります。須恵町議会規則の一部を改正する規則の提案説明でございます。お手元の資料をごらんください。

本会議の会議時間を現在の「午前10時から午後4時まで」というのを「午前9時から午後4時まで」に改正するものでございます。先の議運で提案され、その後の議員全員協議会におい

て、事前の説明及び検討がなされております。

これは一般質問等での傍聴者が午前中で帰られる場合が多いことから、より多くの内容を傍聴いただけるよう配慮するものであります。

また、開始時間を「9時」とするものではなく、「9時からにできる」というもので、状況に応じてその都度時間は設定することとなります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 質議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。 討論なしと認めます。よって、議員提出議案第1号について採決に入ります。議員提出議案第1号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

ここで須恵町選挙管理委員会委員、補充員の選挙に入ります前に、選考委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議員（6番 荒木 敏光） 選考会の報告をいたします。

6月9日、本会議終了後、正副議長、両常任委員会正副委員長の6名により、選考会を開催いたしました。選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、7月11日をもって任期満了することから次の者を選考いたしております。

氏名を読み上げますので、よろしく願いいたします。なお、敬称と住所は省略させていただきます。

まず、選挙管理委員会委員候補に園田健士、木原秀幸、南里國秀、百田忠一。

補充員候補に吉松定明、荻晴美、今泉洋行、印藤光江、以上の方々でございます。

任期は23年7月12日から4年間となっております。

選挙の方法は、指名推薦で行いたいと考えております。

以上、選考会の報告を終わります。

#### 日程第6、須恵町選挙管理委員会委員の選挙

議長（三角 良人） 日程第6、須恵町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、園田健士君、木原秀幸君、南里國秀君、百田忠一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました園田健士君、木原秀幸君、南里國秀君、百田忠一君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会委員に当選されました。

#### 日程第7．須恵町選挙管理委員会補充員の選挙

議長（三角 良人） 日程第7、須恵町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による、指名推薦の方法にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充員に、吉松定明君、荻晴美君、今泉洋行君、印藤光江君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました吉松定明君、荻晴美君、今泉洋行君、印藤光江君、以上の方が、須恵町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順位についてお諮りします。補充の順位は、ただいま議長が指名した順にしたい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、補充の順位は吉松定明君、荻晴美君、今泉洋行君、印藤光江君、以上の順位に決定しました。

ここで地方自治法第117条の規定により、松山議員の退場を求めます。

〔松山力弥議員退場〕

#### 日程第8．須恵町農業委員会委員の推薦について

議長（三角 良人） 日程第8、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。7月15日をもって任期満了となる議会推薦の農業委員には、松山力弥議員を推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員には松山力弥議員を推薦することに決定しました。

〔松山力弥議員入場〕

議長（三角 良人） 松山力弥議員に報告します。

ただいまの農業委員の推薦については、松山力弥議員が推薦されましたので報告します。

#### 日程第9．委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会による議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、ぼた山開発特別委員会より今後の方向性について、文教厚生委員会より社会福祉協議会理事及び町内小中学校管理職との意見交換について、総務建設産業委員会より須恵町商工会役員との意見交換について、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### 日程第10．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、議会広報用写真を第三委員会で撮影します。その後、ぼた山開発特別委員会を特別会議室で開催し、終了後、広報特別委員会を第三委員会で開催しますので、各委員の方は各会議室に御集合をお願いします。

会議を閉じます。平成23年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時31分閉会